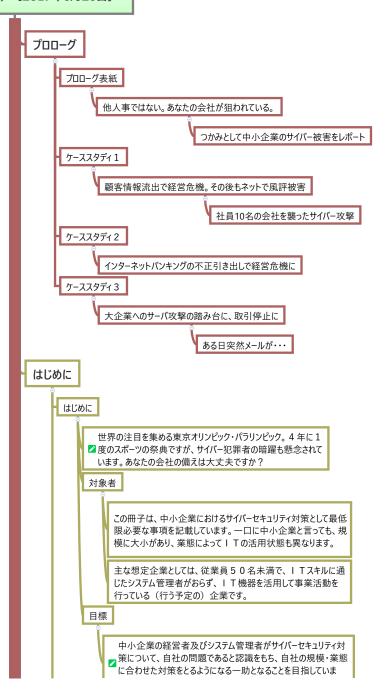
中小企業向けサイバーセキュリティ ガイドブック(案)【2017年6月26日】



す。 今やろう。 目次 この冊子の使い方 知っておきたいサイバー攻撃の知識 サイバー攻撃とはどんなもの 標的型サイバー攻撃による情報流出 企業を襲うサイバー攻撃は様々種類がります。サイバー攻撃に潜 む被害と対策をまとめました。今、知識をつけよう。 標的型攻撃メールとは 近年、特定の組織や個人を狙って情報窃取等を行う標的型攻 撃が多くなっています。不特定多数に対する攻撃ではなく、ある 特定の対象を狙って攻撃が行われることから、「標的型攻撃」の 呼び名があり、中でもメールを使った「標的型攻撃メール」はソーシ ャルエンジニアリングの手口を使っており、だまされやすいため注意 が必要です。 メール受信者が不審を抱かないように様々な騙しのテクニックが 駆使されているため、メール受信者は本物のメールと勘違いしてし まい、ウイルス感染の仕掛けが施された添付ファイルを開いたり、 メール本文に記載されたウイルス感染の仕掛けが施されたサイト へのリンクをクリックしたりしてしまいます。 添付ファイルを実行したり、本文のリンク先にアクセスしたりする と、遠隔操作ウイルス(RAT:Remote Access Trojan/ Remote Administration Tool)に感染し、新たなウィルスのダ ウンロード、組織システム内へのウイルス拡散、情報収集、機密 情報の外部への漏えい、システムの破壊といった大きな被害へ発 展することになります。 しかもそれら一連の攻撃は、情報が外部に漏えいしたことに気付 くまで、長期間にわたり行われることが多いのです。 http://www.jnsa.org/ikusei/spam/07_01.html ☑IPA テクニカルウォッチ「標的型攻撃メールの例と見分け方」 https://www.ipa.go.jp/files/000043331.pdf 入口対策から内部対策・出口対策 標的型メールの見分け方 標的型攻撃メールには、受信者が不審をいだかないように、高度な騙しのテクニックが用いられる。

- ◆知らない人からのメールだが、メール本文のURLや添付ファイルを開かざるを得ない内容(取材申込み、講演依頼、履歴書送付、就職活動や製品の問合せ、クレーム、アンケート)
- ◆心当たりのないメールだが、興味をそそられる内容 (議事録、 演説原稿などの内部文書送付等)
- ◆これまで届いたことがない公的機関からのお知らせ(情報セキュリティに関する注意喚起、感染症流行情報、災害情報)
- ◆組織全体への案内(人事情報、新年度の事業方針、資料の再送、差替え)
- ◆ID やパスワードなどの入力を要求するメール(メールボックスの容量オーバーの警告、銀行等からの登録情報確認)
- ◆メール本文がおかしい(日本語の言い回し、日本語で使用されないフォント(繁体字等)、表示URLとリンク先URLが異なる、署名の内容が誤っている)
- ◆添付ファイルがある(実行形式ファイル(exe/scr/cpl他)、 zipファイル、データ形式ファイル、ショートカットファイル、アイコン (文書ファイル等への)偽装、ファイル拡張子の偽装(二重、 大量の空白文字等))

標的型メール対策

標的型攻撃メールを発見した場合は、発見者が自分に届いたメールだけを削除するだけでは対応として不十分

不審メールに気付いたメール受信者は、組織で定められている運 用ルールに従い、組織内の情報集約窓口に速やかに報告する。

情報集約窓口に集約された情報を基に、情報システム担当部門などは、当該メールを含め類似の不審メールが他に届いていないかを、メールサーバのログなどにより調査する。

情報システム担当部門などは、不審メールが届いたすべての端末で、添付ファイルを開いたり、不審なURL にアクセスしたりしていないかなどを確認する。

情報システム担当部門は、利用者が不審なメールに気づいた際の情報集約の体制、及び運用ルールを整備するとともに組織内に周知し、迅速に情報の集約が行える体制を整える必要がある。

さらに、これまでの攻撃の初期侵入防止(入口対策)対策に加え、利用者(社員等)が標的型攻撃メールを見抜けずにウイルスに感染してしまうなどの入口対策が突破され内部に侵入されることを前提とした上で、「侵害拡大防止」、及び「監視強化」を目的としたシステム設計(内部対策)も講じていく必要がある。

IPA テクニカルウォッチ「標的型攻撃メールの例と見分け方」 https://www.ipa.go.jp/files/000043331.pdf

ウェブサービスへの不正ログイン

Æ

ウェブサービスから窃取した I Dとパスワードを用いて、不正ログイン

される被害が発生している。利用者が同じパスワードを複数のウェ ブサービスで使いまわしている場合、被害が拡大する。

ウェブサービスに不正ログインされることにより、個人情報の漏えいや金銭被害等、様々な被害が発生する可能性がある。

< 被害手口>パスワードリスト攻撃 脆弱なウェブサイトから窃取した I Dとパスワードの組合せを用い、他のウェブサイトに不正ログインを試みる方法である。パスワードの推測 名前や誕生日」、I Dと同じ文字列、連続した英数字等、安易で使われやすい文字列をパスワードとして攻撃者が入力し「、不正ログインをこころみる。

情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/000052126.pdf

ウェブサイトの改ざん

閲覧するだけでウイルスに感染するよう、CMS等の脆弱性を悪用しウェブサイトが改ざんされる事例が多く発生した。

ウェブサイトを改ざんされると、ウェルスを配布する水飲み場攻撃への悪用や政治的主張の掲載等され、結果ウェブサイト運営者が 社会的信用を失う影響が懸念される。

<被害手口>ソウフトウエア製品の脆弱性 OS, ミドルウエア等やCMS及びプラグインの脆弱性を悪用される。ソフトウエアの脆弱性 広く使われているオープンソースや市販のソフトウエア製品は、攻撃手法が判明すれば、多くの攻撃対象を攻撃できる。

情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/000052126.pdf

ウエブサービスからの個人情報の搾取

ウェブサイトの脆弱性を突き、ウェブサービスが保有する住所や氏 名等の個人情報が窃取され事件が国内で発生した。

ウェブサービスは様々なソフトウェアで構成されており、セキュリティ上の問題を内包しやすい。また、インターネットに公開さているため、攻撃者の標的になりやすい。

< 攻撃手口 > 独自に開発したウェブアプリケーションの脆弱性 (脆弱性の作りこみ) ソフトウェアの脆弱性 O S /ミドルウェア 等のサーバーソソフトウェアに存在する脆弱性を悪用する

情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/000052126.pdf

インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用

ウイルス感染やフイッシング詐欺により、個人および組織から情報 を搾取し、本人になりすましした不正送金や利用が行われた。

サイトが十分なセキュリティ I 機能を提供していなかったり、利用者がセキュリティ対策怠ったりしている。攻撃者はウイルス感染やフィッシング詐欺等の攻撃により、利用者から情報を搾取し、利用者になりすまし不正送金等を行っている。

< 攻撃者の手口 > ウイルス感染 (金融情報の取得に特化した ウイルスも存在する) とフイッシング詐欺が挙げられる。

情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/ 000052126.pdf

悪意のあるスマホアプリ

スマートフォンにインストールしてしまった悪意あるアプリにより、スマートフォン内の情報が窃取されてしまう。公式マーケットに悪意ある アプリケが紛れ込む事例もあり、利用者は一層の注意が求めら

画面上にはアプリのアイコンを表示せず、スマートホンに保存されているメール、写真、位置情報等を秘密裏に収集して攻撃者へ送信するアプリやスマートフォンを乗っ取ることが可能なアプリが見つかっている。

< 攻撃手口 > 公式マーケットに悪意あるアプリを公開。公式マーケットは安全と思い込んでいる利用者が安易インストール。インストール後アップデート時に悪意ある機能が追加される。利用者に同意なく勝手に悪意あるアプリをインストールさせる。

巧妙・悪質化するワンクリック請求

れる。

アダルトサイトや出会い系サイトといった有料サイトや、セキュリティ ソフト購入推奨等の金銭請求画面が表示され、金銭を不正に 請求されるワンクリック請求の被害が発生してい ス

ブラウザに「ウイルスを検出した」という警告が表示され偽りのウイ ルスソフトを購入させたり、スマートフォンのシッター音を鳴らし不安 や焦燥感を煽り、支払いを誘発させる巧妙な手口も発生してい る。

< 攻撃の手口>・悪意あるウェブサイトの閲覧・差出人を偽造したメールに記載されたURLのクリック・悪意のあるソフトウェアのダウンロード 偽りメッセージの誘導により悪意のあるサイトをアクセス中に発生する。・悪意あるスマートフォンアプリインストールした時に偽りメッセージによる誘導

ランサムウェアを使った詐欺・恐喝

悪意あるプログラムによって P C 内のファイル」が閲覧・編集できない 形」に暗号化され、ファイル復元の身代金として、利用者が金銭を 要求される被害が増えている。このプログラムを「ランサムウェ」と呼

メールの添付ファイルやウェブサイトの閲覧等を介して、利用できないようPC内のファイIルを暗号化し、復号のために組織や個人に金銭を要求するランサムウェアの被害が拡大した。

< 攻撃の手口 > ランサムウェア添付したメールを送付し、添付を開かせ感染。

情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/000052126.pdf

サービス妨害によるサービス停止

ハッカー集団によるウエブサイトを狙ったサービス妨害攻撃により、 ウエブサイトが高負荷状態となり、利用者がアクセスできなくなる 被害が発生した。攻撃手口は攻撃者に乗っとられた複数のマシ ン(ボットネット)等から大量に負荷をかける D DoS(分散型サービス妨害)攻撃が主流であっ

DDoS攻撃手口ボットネットの悪用による標的組織のサーバ負荷をかける攻撃。DDoS攻撃手口ボットネットの悪用による標的組織のサーバ負荷をかける攻撃・リフレクター攻撃 送信元を標的組織のサーバに詐称して、ルータやDNSの応答結果を大量に送り負荷をかける。・DNS水責め攻撃 ボットネット等で、標的組織のランダムなサブドメインへ問い合わせ、ドメイン名の権威DNSサーバに負荷をかける攻撃。

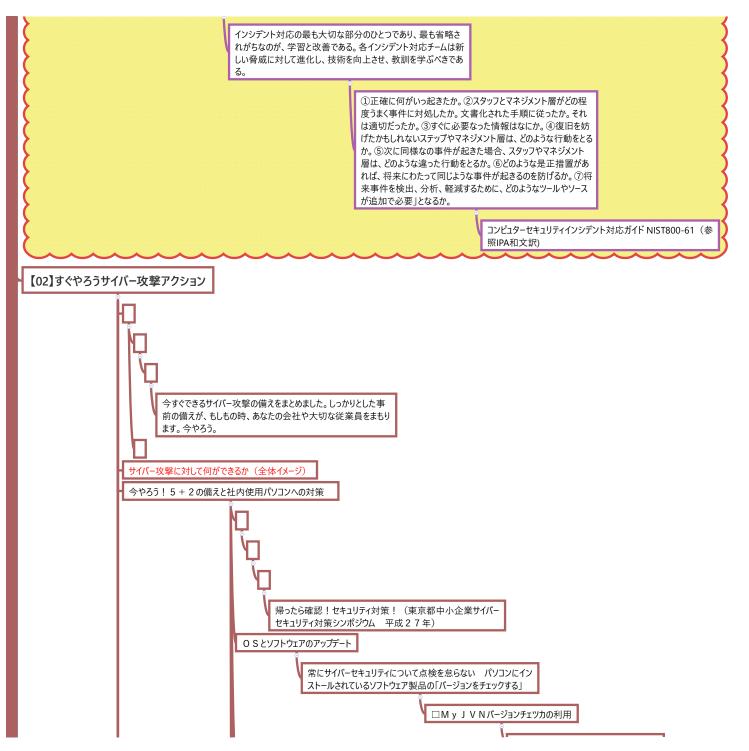
内部不正による情報漏えいとそれに伴う業務停止

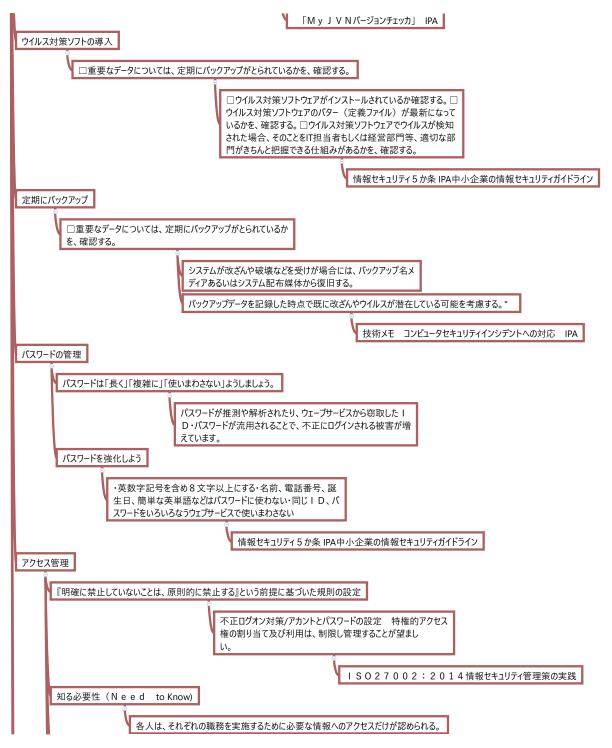
た。

内部の人間が悪意を持つと、正当な権限を用いて情報を窃取 出来る為、情報の重要度に応じたアクセス権限の設定や離職 者のアクセス権の抹消等、厳格な管理と監視を継続的に行う 必要がある。

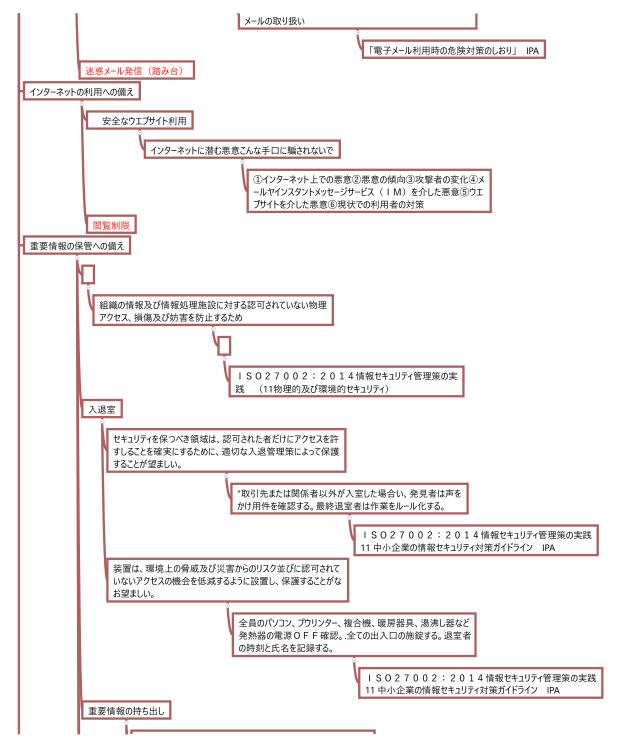
組織内部の権限を持つ職員や離職者が悪意を持ち、内部情報を外部に持ち出し、販売したり、私的に利用する事件は、幾度も発生している。顧客情報や内部情報の漏えいを引き起こした企業・組織には、賠償や株価下落、信用失墜による競争力の低下等、事業に多大な悪影響が発生する。

る頁性を里安及寺 万 類し、 栓呂 有 間 か 頁 性 を 持 り、 慎 慳 的 に 推進することが重要である。内部不正の対策は、多肢に渡って 網羅的に行う必要がある。IPA「組織における内部不正ガイドラ イン」 参照 情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/ 000052126.pdf 脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増 加 攻撃者は公開さている脆弱性対策情報によりその対策がなされ ていないシステムやソフトウェアを狙っており、近年、脆弱性対策 情報の公開から攻撃までの期間が短くなっている傾向がある。 脆弱性対策情報の公開から利用者が対策を実施するまでのタ イムラグを利用し、攻撃者は脆弱性を悪用する攻撃を行う。 <要因>・脆弱性対策情報を知らない・利用している製品ソフト が影響を受けることを知らない・公開された対策をすぐに実施でき ない。 情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/ 000052126.pdf IoT機器を踏み台にした攻撃 自動車、情報家電、医療機器、インフラ設備、流通用機器等、 日常生活に関する多種多様な機器がインターネットにつながるよ うになってきた。従来インターネットねつながることを想定していない 機器が、インターネットにつながることにより脆弱性が顕在化してき た。 攻撃者がインターネット越しにその機器の脆弱性や設定不備を ついて攻撃を行い、不正アクセスやウイルス感染等が行われる可 能性がある。 <攻撃手口>Dos/DdosLotに関する機器の脆弱性を悪 用 他機器からのウイルス感染 情報セキュリティ10大脅威 2016 https://www.ipa.go.jp/files/ 000052126.pdf 過去の被害一覧 □【コラム】サイバーセキュリティおさらいクイズ クイズ 正確に何がいっ起きたか。?





使用する必要性(Need to Use) 各人は、それぞれの職務、業務及び/又は役割を実施するために 必要な情報処理施設(IT機器、アプリケーション、手順、部 屋など)へのアクセスだけが認められる。 アクセス制御における役割分担 アクセス要求者、アクセス認可、アクセス管理)の分離 □ユーザー毎にアカントを割り当てる□「共有アカント」を利用し ない□特権アカントを利用者(標準ユーザ権限)、管理者 (РС管理者権限)に分割し付与する□既定のパスワード (Admin、123456、PASS等) を利用しない □既定のAdminstratorアカント、Guest アカントを無効にし、管理者用の固有のアカントを設定する□不 要になったアカントを削除する(退職者等) ISO27002:2014情報セキュリティ管理策の実践 (プラス) 紛失や盗難による情報漏洩対策 P C ディスクの暗号化とパスワード パソコン、モバイル端末が適切に管理されていない場合は、不正 利用、粉失、盗難、情報漏えいの被害が発生する。 【推奨事項】□電源起動時のBIOSパスワードの設定□取り 扱う情報の重要度に応じてパスワード以外に指紋認証等の二要 素認証の併用□パソコンのデータの暗号化等の機能の有効化 (例 Windows BitLocker ドライブ暗号 化) 帰ったら確認!セキュリティ対策! (東京都中小企業サイバー セキュリティ対策シンポジウム 平成27年) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラ イン」平成27年3月総務省 P45 (プラス) 持ち込み機器対策 電子メール利用への備え 電子メール安全利用 電子メールの誤送信防止のために 電子メールを介したトラブル こんな対策が必要です。 □誤送信防止のためのメーラの設定□メールの暗号化(添付フ ァイルの暗号化) 標的型メールへの対応 コンピュータウイルス「や標的型攻撃から身を守るために ┃ □メーラーのセキュアな設定□標的型攻撃メール□不審な電子



ノートパソコン、タブレット端末、重要な情報を保存したり、小型ハ ードディスク、C D等の電子媒体及び重要書類を社外に持ち出 すときには以下を徹底する。 ①ノートパソコンまたはタブレット端末に保存するデータは最小限に する。②電子媒体はケースに入れ、USBメモリはタグ、ストラッ プ、、鈴などを付ける。 ③書類はひも付き封筒に入れる。 ④ノート P CはBIOSパスワードとWindowsログインパスワードを設定す る。⑤電子データはファイル暗号化またわUSBメモリ暗号化機 能により暗号化する。 携帯時には以下に注意する ①電車内では網棚に置かない。離席する場合は携行する。他 社から覗き見できない状態で扱う。②自動車では室内、トランク 内保管した状態で車外に出ず、携行する。 クリアデスク・クリアスクリーン □重要書類、スマートフォン、携帯電話、重要な情報を保存し たUSBメモリ、小型ハードディスク、CD等の電子媒体を業務 用以外のときは机上に放置せず。クリアディスクを徹底す □離席時には以下のいずれかによりパソコンの画面をロックし、ク リアスクリーンを徹底する。 ①スクリーンセーバー起動時間を10分以内に設定し、パスワー ▶ 「を設定する。②スリープ起動時間」を10分以内に設定し、解 除時」のパスワード保護を設定する。③離席時には[Windows] +[L]キーを押してコンピュータをロックする。 重要情報の保管と廃棄 退社時、未使用時にはモバイル用パソコン」、USBメモリ、小 型ハードディスク、СD等の電子媒体及び重要書類を机の引き 出しまたは所定のキャビネットに保管し施錠す る。 媒体ば不要になった場合は、正式な手順を用いて、セキュティを 保って処分する。 【2-5仕事中」のルール 電子媒体・書類の廃棄 参照】 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン IPA モバイル機器(スマホ)機器の利用への備え 私有情報機器利用への備え モバイル機器の情報セキュリーテイ方針で、個人所有のモバイル 機器の使用が許されている場合は、その方針及び関連するセキュ リティ対策において機器の私的な使用と業務上の使用を区別す 【3-1全社共通」のルール 私有情報機器の利用 参照】

【03】経営者は事前に何を備えればよいのか

サイバーセキュリティの被害に遭った場合、組織の存立が危ぶまれる事態になりえることを自覚する

・世の中で起こっているセキュリティ被害を対岸の火事だと思ってい る経営者、ITは導入しているにも関わらずセキュリティ対策のため の費用はないとして対策に後ろ向きの経営者、最も重要な情報 にアクセスする権限を持ちながら、セキュリティに関しての意識の低 い経営者。これらの経営者が最大のセキュリティリスク

国は、大企業のみならず、中小企業も、「サインバーセキュリティ経 営ガイドライン」を参照することを求めている

サイバーセキュリティ対策は、事業継続を脅かすリスクの1つ。

わかっていますか?

Ţ

情報セキュリティ対策は、経営に大きな影響を与えます!

経営者が法的・道義的責任を問われます!

【 ☑ 組織として対策するために、担当者への指示が必要です!

□ 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)【2016
□ 年11月15日IPA】

☑ セキュリティ侵害を受ける70~80%が人為的なミス、故意

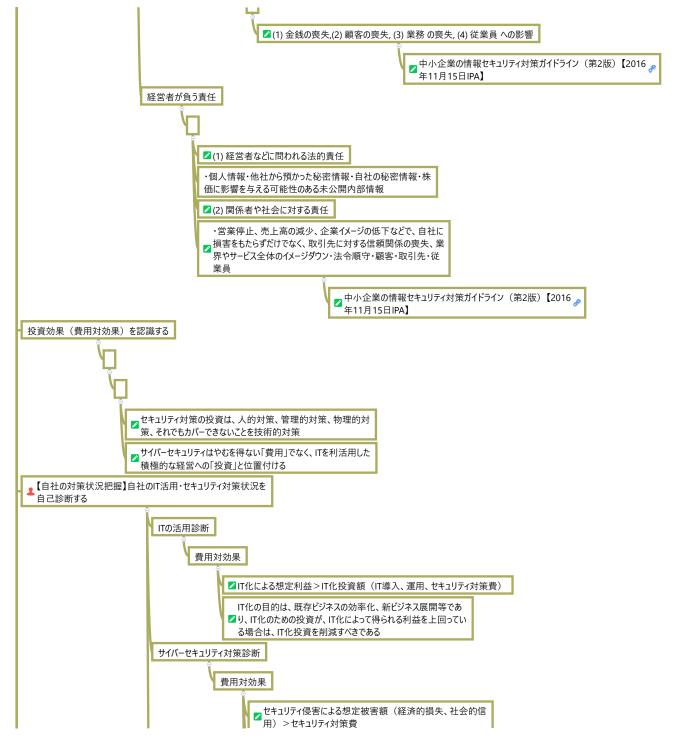
サイバーセキュリティ対策の中で最もコストがかかるのが技術的対策。しかし全てのリスクに対して技術的対策をすることは困難。悪意があれば技術的な対策はすり抜けられる

セキュリティー被害を受けた場合、その被害に対し会社が被る損害の可能性が高い順に投資をすることが重要。

また、システムを入れる際に、セキュリティーも同時に入れるなど、 I Tとセキュリティー対策を一緒にすることも大切である。

更に、経営者を含め、社員全員に対し、セキュリティーポリシーや ガイドブックを作成したり、併せて I Tパスポートの試験を受けさせ ることも大切である。

情報セキュリティ対策を怠ることで企業が被る不利益



- ▼セキュリティ対策費が、セキュリティ侵害による想定被害額を上回っている場合は、対策費を削減すべきである
- セキュリティ侵害発生時に許容可能対策費、残留リスクによる 想定被害額

重大なセキュリティ侵害が発生した時の想定被害額が、支出可能な対策費を上回っている場合は、事業継続が困難になる。支出可能な対策費に収まるように、残留リスクを下げる対策を講ずるか、支出可能な対策費を捻出する必要がある

▽ ただ、技術的対策はどれだけ投資してもリスクは残る。管理的対策、人的対策を優先するほうが効果的である。

残留リスクをどこまで許容できるかは、経営者の判断である

情報セキュリティ対策診断



ビジネスを継続するために(守りのIT投資とサイバーセキュリティ対策)



☑組織を維持するために経営者、管理者が認識し、実践すべきことは?

業務の効率化、サービスの維持



中小企業にとって、業務の効率化、生産の効率化、人材確保 は重要な課題であり、業務、生産工程等の運用コストの削減、 効率化のためにITを活用してきた。

より一層、効率化を図っていかなければ、ビジネスは継続できず、 ☑ モバイル端末の活用、外部クラウドサービスの活用も、効率化に 有効な手段の一つとして普及が進んできている

しかし、ITを活用してどんなに利便性の高いサービスを提供しても、 どんなに業務を効率化しても、緊急事態(自然災害、大火災、 感染症、テロッセキリティ侵害) が祭せして、事業務産

- ☑ 感染症、テロ、セキュリティ侵害、、、)が発生して、事業資産 (人・もの(情報及び設備)・金)、社会的信用が失われ、 早期復旧ができない場合は、事業の継続が困難になり、組織の 存立さえも脅かされる可能性がある。

ITを活用したサービスの構築・運用に掛かる費用は、経費ではなく 素先行投資。リスクに見合った情報セキュリティ対策は、サービスの

構築・運用の中で実施すべき先行投資であり、緊急事態が発生 した後に対処する経費として想定してはいけない ITを導入する際に、併せてセキュリティ対策をすることにより、コストを削減できる ☑【コラム】 【コラム】クラウドサービスのメリットは? ITシステムに関する技術に詳しい人材がいない場合は、外部サー ☑ビスを利用したほうが、コストとセキュリティ対策との両面から有利 な場合も多い [2]【コラム】クラウドサービス導入の留意点 ☑できるだけしっかりした会社から提供されているサービスを選ぶために ▽取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、情報の取扱いを 委ねることの可否を判断する プラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令 が適用されるリスクを評価して委託先を選定 ▽クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための 対策を検討し、委託先を選定する際の要件とする クラウドサービス部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュ ☑リティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡し た形でセキュリティ設計を行った上でセキュリティ要件を定める クラウドサービスに対する情報セキュリティ監査による報告書の内 ▽容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス 及び当該サービスの委託先の信頼性が十分であることを総合的・ 客観的に評価し判断する ▲【経営者が認識すべき】サイバーセキュリティ経営の3原則 経営者は、以下の3原則を認識し、対策を進めることが重要である。 ☑ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 1.1 【2016年12月8日METI】 🦻 ☑中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版) (1) 経営者のリーダーシップが重要。経営者は、IT活用を推 進する中で、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによ って対策を進めることが必要 ビジネス展開や企業内の生産性の向上のためにITサービス等の 提供やITを利活用する機会は増加傾向にあり、サイバー攻撃が 避けられないリスクとなっている現状において、経営戦略としての

セキュリティ投資は必要不可欠かつ経営者としての責務である。

また、サイバー攻撃などにより情報漏えいや事業継続性が損なわ れるような事態が起こった後、企業として迅速かつ適切な対応ができるか否かが会社の命運を分ける。

このため、サイバーセキュリティリスクを多様な経営リスクの中での一つとし適切に位置づけ、その対応方針を組織の内外に明確に示

■しつつ、経営者自らがリーダーシップを発揮して経営資源を用いて 対策を講じることが必要である。その際、変化するサイバーセキュリ ティリスクへの対応や、被害を受けた場合の経験を活かした再発 防止も必要である。

(2) 自社以外 (ビジネスパートナー等) にも配慮。自社は勿論のこと、系列企業やサプライチェーンのビジネスパートナー、ITシステム管理の委託先を含めたセキュリティ対策が必要

サプライチェーンのビジネスパートナーやITシステム管理の委託先が

□ サイバー攻撃に対して無防備であった場合、自社から提供した重要な情報が流出してしまうなどの問題が生じうる。

自社のみならず、サプライチェーンのビジネスパートナーやITシステム

☑管理の委託先を含めたセキュリティ対策を徹底することが必要である。

(3) 平時からのコミュニケーション・情報共有。平時及び緊急 時のいずれにおいても、サイバーセキュリティリスクや対策、対応に 係る情報の開示など、関係者との適切なコミュニケーションが必 要

■ 事業のサイバーセキュリティリスクへの対応等に係る情報開示により、関係者や取引先の信頼性を高める。

万一サイバー攻撃による被害が発生した場合、関係者と、平時 から適切なセキュリティリスクのコミュニケーションができていれば、

▶ 関係者や取引先の不信感の高まりを抑え、説明を容易にすることができる。また、サイバー攻撃情報(インシデント情報)を共有することにより、同様の攻撃による他社への被害の拡大防止に役立つことを期待できる。

事業のサイバーセキュリティリスク対応として平時から実施すべきサ

2 イバーセキュリティ対策を行っていることを明らかにするなどのコミュニ

ケーションを積極的に行うことが必要である。

▲【経営者がやらなければならない】サイバーセキュリティ経営の重要10項目

☑経営者は、CISO等に対して、以下の10項目を指示し、着実に実施させることが必要である。

☑ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 1.1【2016年12月8日METI】 🦻

む中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)

(1) サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応の 策定

サイバーセキュリティリスクを経営リスクの一つとして認識し、組織

- 情報セキュリティ対策を組織的に実施する意思を、関係者に明 ・確に示すために、情報セキュリティに関する方針を定め、要求に 応じて提示できるようにしておきます。
- 事業を行う上で見込まれる情報でキュリティのリスクを把握した 上で、必要十分な対策を検討させます。
- (2) サイバーセキュリティリスク管理体制の構築

サイバーセキュリティ対策を行うため、経営者とセキュリティ担当者 **2**をつなぐ仲介者としてのCISO等からなる適切なサイバーセキュリティリスクの管理体制の構築は出来ていますか?

- ☑ 各関係者の責任は明確になっていますか?
- ☑また、防犯対策など組織内のその他のリスク管理体制と整合をとらせていますか?
- (3) サイバーセキュリティリスクの把握と実現するセキュリティレベルを踏まえた目標と計画の策定

サイバー攻撃の脅威に対し、経営戦略の観点から、守るべき資 ② 産を特定させた上で、社内ネットワークの問題点などのサイバーセ キュリティリスクを把握させていますか?

- (4) サイバーセキュリティ対策フレームワーク構築(PDCA)と対策の開示

 - その中で、監査(または自己点検)の実施により、定期的に経 ☑営者に対策状況を報告させた上で、必要な場合には、改善のた めの指示をしていますか?
 - ■また、ステークホルダーからの信頼性を高めるため、対策状況について、適切な開示をさせていますか?
 - 情報セキュリティ対策について、定期または随時に見直して、必要な改善や追加の対策を決めるように担当者に指示します。
- (5) 系列企業や、サプライチェーンのビジネスパートナーを含めた サイバーセキュリティ対策の実施及び状況把握

自社のサイバーセキュリティが確保されるためには、系列企業やサプライチェーンのビジネスパートナーを含めてサイバーセキュリティ対策が適切に行われていることが重要。このため、監査の実施や対策状況の把握を含むサイバーセキュリティ対策のPDCAについて、系列企業やサプライチェーンのビジネスパートナーを含めた運用をさせていますか?

(6) サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等) 確保

> サイバーセキュリティリスクへの対策を実施するための予算確保は 出来ていますか?

- また、サイバーセキュリティ人材の育成や適切な処遇をさせていますか?
- む情報セキュリティ対策を実施するために、必要な予算と人材を確保します。
- (7) ITシステム管理の外部委託範囲の特定と当該委託先の サイバーセキュリティ確保

サイバーセキュリティ対策を効率的かつ着実に実施するため、リスクの程度や自組織の技術力などの実態を踏まえ、ITシステムの管理等について、自組織で対応する部分と外部に委託する部分で適切な切り分けをさせていますか?また、ITシステム管理を外部委託する場合、当該委託先へのサイバー攻撃等も想定し、当該委託先のサイバーセキュリティの確保をさせていますか?

- 契約書に情報セキュリティに関する相手先の責任や実施すべき 対策を明記し、合意する必要があります。
- (8)情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその 有効活用のための環境整備

- 新たな脅威に備えるようにします。また、知り合いやコミュニティへ ● の参加で情報交換を積極的に行い、得られた情報について、業 界団体、委託先などと共有します。
- (9) 緊急時の対応体制(緊急連絡先や初動対応マニュアル、CSIRT)の整備、定期的かつ実践的な演習の実施

適切な初動対応により、被害拡大防止を図るため、迅速に影響範囲や損害を特定し、ITシステムを正常化する手順を含む初

■動対応マニュアル策定や組織内のCSIRT構築など対応体制の整備をさせていますか?また、定期的かつ実践的な演習を実施させていますか?

情報セキュリティ対策を実施するとともに、万が一のインシデントに 備えて、緊急時の連絡体制を整備します。さらに、その連絡体制 がうまく機能するかをチェックするためインシデントを想定した模擬 訓練を定期的に行うと理想的です

(10)被害発覚後の通知先や開示が必要な情報の把握、 経営者による説明のための準備

外部に対して迅速な対応を行うため、被害の発覚後の通知先や開示が必要な情報について把握させていますか?また、情報開示の際、経営者が組織の内外への説明が出来る体制の整備をさせていますか?

ビジネスを発展させるために(攻めのIT投資とサイバーセキュリティ対策)



☑ 組織を発展させるために経営者、管理者が認識し、実践すべきことは?

柔軟にかつ大企業に先駆けて、IT関連の次世代技術、デジタル 情報を活用していくことが、中小企業の発展につながる。デジタル 情報、IT技術の進展を受入れ、それを活用して顧客サービスの強 化を図る企業に、大きなビジネスチャンスがある。

びジネスの拡大・発展のための「攻めのIT投資」は、確立していない世界であり、セキュリティリスクも高くなる。

次世代技術を活用したビジネス展開

☑【コラム】すでにデジタルトランスフォーメーション(デジタル変革)は始まっている

現状認識

今は、IoT、ビッグデータ、ロボット、AI等の技術革新による、第4 次産業革命の入り口にいる

【参照】IT人材白書2017【2017年4月IPA】

あらゆるものがインターネットに接続するIoTの広がり、あらゆる情報がビッグデータとして活用され、AI技術により、様々な分野で定型的な業務はもとより、人海戦術では不可能だった業務まで、AI技術を適用したサービス、ロボットの適用が始まっている

既存のビジネスや業務に新技術を取り入れるだけでなく、ビジネスモデルを変え、経済活用のみならず、個人の生活や社会構造まで影響が及ぶ

デジタルフォーメーション(デジタル変革)とは、あらゆる情報がデジタル化され、IT技術によって、社会や産業、企業、人のあり方や働き方が変わっていくこと

第4次産業革命が進むにつれて、発展するビジネスと縮小するビジネスが明確になっていく

時代環境が大きく変わる時、それにそぐわないビジネスは淘汰されていく

匠の技的な高度な伝統的技能を要する作業や、旧来の延長線で仕組みの高度化、洗練により、生き残れるビジネスもあるが、現状維持のビジネスの多くは、相対的に意義を失う可能性が高い

IoT、ビッグデータ、ロボット、AI等の技術を、クラウドコンピューティングやモバイル環境で活用できるようになったことは、少ない投資で事業を立ち上げることが可能であり、中小企業、ベンチャー企業や個人の活躍のまたとないチャンスである

組織として

時代の潮流を捉えて、組織が社会の変化の中で、時代に適合して発展できる道を探り、ビジョンをはっきり示すことが重要であり、それは経営者の青務

「デジタル子ランスフォーメーション」を実現するには、ビジネスとデジ タルのスキルを併せ持った人材の育成と獲得をしていく必要があ 個人として 自らも「デジタルトランスフォーメーション」の流れの中にあることの意識 求められるのは、周囲を巻き込みながら改革を進める能力やビジ ネスとデジタルを結び付けて全体をデザインする能力を持った人材 になること 目の前の業務だけにとらわれることなく、広く視野を持って進むべ き道を探り、学ぶ。勉強会やコミュニティなど、学びの場は周囲に ある。自己研さんによって能力を高めれば高めただけ、社会をリー ドしていく人材になっていく IoT、ビッグデータ, AI、ロボットの活用 ☑中小企業での活用事例「IoTユースケースマップ」 ☑深刻な人手不足に対応した。省力化、自動化のための投資 人が行ってきたことをセンサー化し、センサーからの膨大な情報を機 ☑械的に分析することにより、今までできなかった高度な分析と、そ の結果を踏まえて業務やサービスを効率的、効果的に行える IoTが果たす役割と効果 ☑中小企業にとって、経費削減と人材確保は大きな課題 各種センサーによる自動測定や電子タグ等(RFID)を人やモノ ☑に貼り動きの情報を計測し収集することにより、リアルタイムで状 況が把握できる ፘの際に、センサーが誤動作したり、誤った情報を発信すると、正 確な状況を把握できなくなり、業務やサービスが混乱する 【コラム】IoT、ビッグデータ、AI、ロボットは繋がっている ①センサー、機器、ロボットによりデータが取得され、②データのやり 取りや通信により③集約されることによりビッグデータ化し、④人 工知能等を用いて分析され⑤ロボット等を通じて実環境でのアク ションとして実行される □ IoT、AI、ロボットに関する経済産業省の施策について【2016年2月METI】 IoT、ビッグデータ、AI、ロボットを利用することにより、人が行ってき たことが効率化されるとともに、これらを使いこなすことにより、人 の仕事の質を高める能力が付加価値となる 人工知能(AI)が果たす役割と効果 人工知能は、中小企業の既存の業務の人材不足の解消に留

■まらず、既存の人材で新たな業務を行えるようになることが期待できる。

不足している労働力を補完する。既存の労働力を省力化する。 既存の業務効率・生産性を高める。既存の業務の提供する価

☑値 (品質や顧客満足度など)を高める。これまでに存在しなかった新しい価値をもった業務を創出する。既存の業務に取組む意欲や満足度を高める。新しい業務に取組む意欲や満足度を高めること。

☑【参照】平成28年度情報通信白書【総務省】 🦑

活用する際のサイバーセキュリティ上の留意点

loT装置は、十分なセキュリティ対策がされていないものが多い。 ⇒特に以前のloT製品に関しては管理者権限パスワードの変更手順や、ファームウェアのアップデート機能はほとんど実装されていない。

利用者側として、IoT製品は十分なセキュリティ対策がされていないことを前提とした対策が必要

製造者は、IoT製品のファームウェアの自動アップデート機能を実 ☑装し、脆弱性に対して速やかに対応する等の「IoT製品ガイドライン」に沿った対応が必要

膨大な情報をビッグデータとして活用に当たっては、「改訂個人情報保護法」の個人情報に該当する可能性の「グレーゾーン」の情

☑報も増える。また、利用の仕方によっては著作権侵害になるケースもある。さらに、情報をビッグデータとして公開する際に、故意・過失に関わらず、機密性の高い情報を公開してしまう可能性もある。

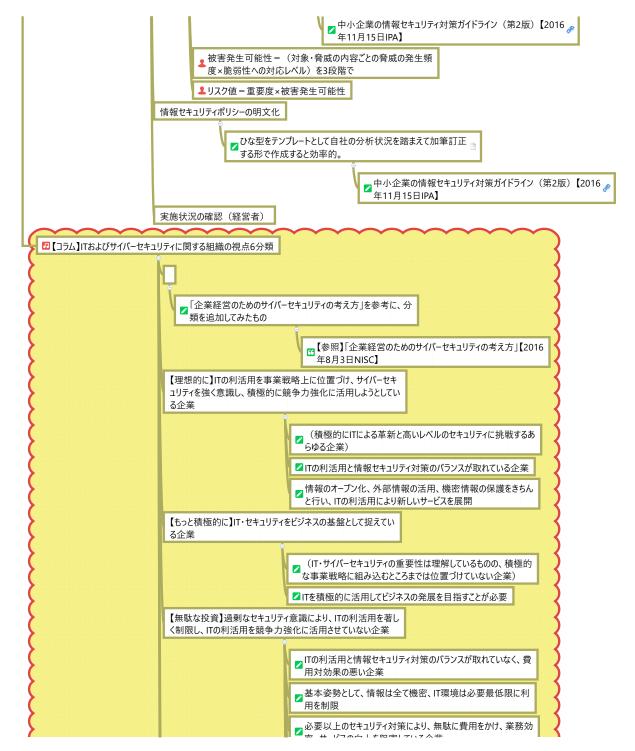
▲IoTを活用する一般利用者のためのルール

- ・問合せ窓口やサポートがない機器やサービスの購入・利用を控える: インターネットに接続する機器やサービスの問合せ窓口やサ
- ♣ポートがない場合、何か不都合が生じたとしても、適切に対処すること等が困難になる。問合せ窓口やサポートがない機器やサービスの購入・利用は行わないようにする。
- ・初期設定に気をつける・機器を初めて使う際には、IDやパスワードの設定を適切に行う。パスワードの設定では、「機器購入時の
- ▲パスワードのままとしない」、「他の人とパスワードを共有しない」、 「他のパスワードを使い回さない」等に気をつける。・取扱説明書等の手順に従って、自分でアップデートを実施してみる。
- 使用しなくなった機器については電源を切る:使用しなくなった機器や不具合が生じた機器をインターネットに接続した状態のまま放置すると、不正利用される恐れがあることから、使用しなくなった機器は、そのまま放置せずに電源を切る。
- 機器を手放す時はデータを消す:情報が他の人に漏れること
 のないよう、機器を捨てる、売るなど機器を手放す時は、事前に情報を削除する。

□ IoTセキュリティガイドラインver1.0【2016年7月5日総務省・経済産業省】 5

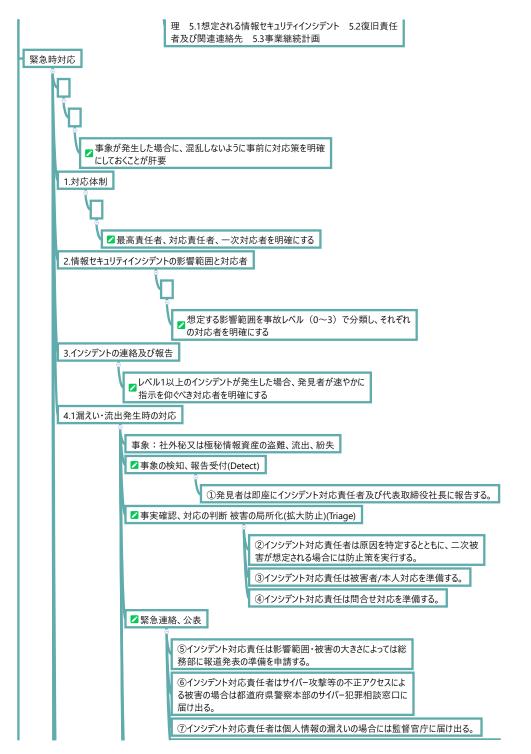
セキュリティホールを減らす網羅的・体系的な対策の策定方法

JIS Q 27001:2014に準拠したセキュリティポリシーの策定 規模の小さな企業や、これまで十分な情報セキュリティ対策を実 施してこなかった企業等を対象に、すぐにできることから開始して、 段階的にステップアップすることで、企業それぞれの事情に適した 対策が実施できるように進め方を説明するとともに、実践のため に各種の付録を用意しました。次図を参考に自社の状況にあっ た進め方をしてください 5分でできる自己診断シート 🛛 組織として最初に取り組むべき、情報セキュリティ対策の自社診断シート 組織においてあまり費用をかけることなく実行することで効果があ る情報セキュリティ対策を25項目に絞られてます 組織として最初に取り組むべき情報セキュリティ対策の自社診断 ☑シート 基本的対策、従業員としての対策、組織としての対策、 全25項目 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)【2016 年11月15日IPA】 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/ https://www.ipa.go.jp/security/benchmark/ 情報セキュリティハンドブックひな型(従業員向け) プパワーポイント形式のサンプルをテンプレートとして、自社に合うよう に加筆訂正して作成すると効率的。 全社基本ルール・OSとソフトウェアのアップデート・ウイルス対策ソフ ▶ トの導入・パスワードの管理・アクセス制限・セキュリティに対する注 仕事中のルール・電子メールの利用・インターネットの利用・データ ☑のバックアップ・クリアデスク・クリアスクリーン・重要情報の持ち出 し・入退室・電子媒体・書類の廃棄 ☑全社共通のルール・私有情報機器の利用・クラウドサービスの利用 ☑従業員のみなさんへ・従業員の守秘義務・事故が起きてしまったら 情報資産台帳 ☑サンプルをテンプレートとして記入する形で作成すると効率的。 組織の事業継続のためにセキュリティを確保すべき情報資産とし ☑ てどのようなものがあるかをリストアップし、個々の情報の重要度を 判断する ▶ 機密性、完全性、可用性それぞれの評価値を記入する・機密性、完全性、可用性の評価値から重要度を判定する



※、サーヒ人の同上を阻害している企業 過剰なセキュリティ意識により、ITの利活用を著しく制限し、競争 力強化に活用させない企業 ☑ 週剰なリスク意識により、インターネットでの情報発信、情報収集や、IT活用による業務効率を向上させる意識のない企業 セキュリティ偏重の判断は、業務の現場の不便をもたらし、柔軟 ☑ な発想や市場変化に対する機敏性を損なわせる。最悪の場 合、ビジネスイノベーションの規格をも潰してしまう。 組織内のITリテラシーの向上が十分でないために、低いレベルの ☑人に合わせたセキュリティ対策のために、意識の高い人の業務の 効率化を阻害している リスクを再評価して過度にならない適切なセキュリティ対策の再 構築が必要 【危険】情報セキュリティ対策の必要性は理解しているが、必要 十分なセキュリティ対策が出来ていないにも関わらず、ITの利活 用を進めている企業 ☑ITの利活用と情報セキュリティ対策のバランスが取れていない企業 ○ (IT・サイバーセキュリティの重要性は理解しているものの、積極的な事業戦略に組み込むところまでは位置づけていない企業) 業務効率とのバランスが取れているセキュリティ対策を実施しよう としている企業 ☑情報セキュリティポリシーの策定と実践、定期的な監査 ☑創造力、発想力のある人材の育成 ☑ITスキルと知識を持った人材の育成が必要 【危険】情報セキュリティの必要性を理解していない企業 自らセキュリティ対策を行う上で、事業上のリソースの制約が大きい企業 ② (主に小企業・零細企業でセキュリティの専門組織を保持する ことが困難な企業) ☑まずは、最低限の情報セキュリティ対策を理解し、コストを掛けず に効果の大きいことから実施することが必要 【対象外】ITを利用していない企業 ▶ サイバーセキュリティ侵害が起こりえず、対象外だが、業務効率化 のためにITの活用を促すか?? ☑情報セキュリティ対策は必要 【コラム】サイバーセキュリティおさらいクイズ 標的型攻撃について

標的型攻撃とはメール添付ファイルやウェブサイトを利用してPC にウイルスを感染させ、そのP Cを遠隔操作して組織や企業の重 要情報を窃取する攻撃。 攻撃手口は、ソーシャルエンジニアリング(人の行動のミス等につ け込む手口)を駆使した攻撃により主に以下のシナリオに沿って 遂行される。標的型攻撃メールでは、実在する企業や官公庁か ら窃取したメール本文や差出人アドレスを使いメール受信者の警 戒感を解く。その上で業務に関係ありそな添付ファイル、URL リンク先をクリックさせる。攻撃シナリ段階でソーシャルエンジニアリ ング(騙しの手口)が使われるのは主にどの段階か? < 攻撃シナリオ> (1) 計画立案 (2) 攻撃準備 (標的組 織の調査) (3) 初期潜入(ウイルス感染) (4) 基盤構 築(感染拡大) (5) 内部侵入・調査(文書や情報探 作) (6)目的遂行(外部へのデータ送信)(7)再侵入 【05】もしもマニュアル サイバー攻撃発生時に役立つ数々の「知恵」や「工夫」を図説付 ☑ きで分かりやすく解説します。章末のワークショップも実践しよ 緊急時対応用マニュアルの作成 マニュアルに記載すべき事項 情報セキュリティインシデント対応ならびに事業継続管理(情報 セキュリティ事故対応及び事業継続管理) (セキュリティポリシーから抜粋して作成する) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)【2016 年11月15日IPA】 <ツールB>情報セキュリティポリシーサンプル【2016年11月30日 IPA] ☑1.対応体制 ≥ 2.情報セキュリティインシデントの影響範囲と対応者 ≥3.インシデントの連絡及び報告 4.対応手順 4.1漏えい・流出発生時の対応 4.2改ざん・消 失・破壊・サービス停止発生時の対応 4.3ウイルス感染時の初 期対応 4.5届け出及び相談 <届け出・相談先> 5.情報セキュリティインシデントによる事業中断と事業継続管



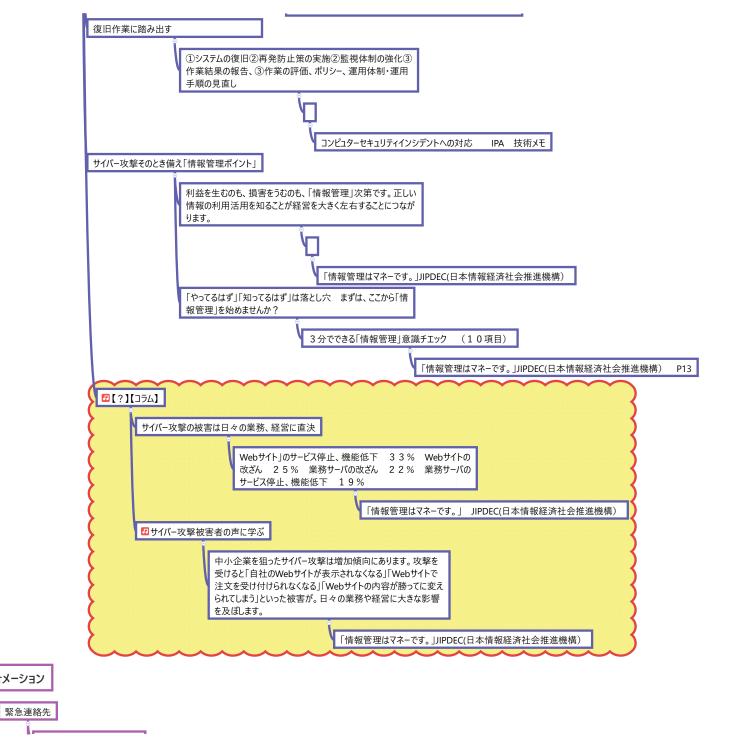
代表取締役は社内及び影響範囲の全ての組織・人に対応結果及び対策を公表する。 ☑原状保全 ✓原因調査 ☑早期復旧·事業継続 (Respond) ☑恒久的対策 (再発防止策) ☑ 通常運用 4.2改ざん・消失・破壊・サービス停止発生時の対応 ①情報資産の意図しない改ざん、消失、破壊、②情報資産が 必要なときに利用できない ☑事象の検知、報告受付(Detect) 手順の確認 作業記録の作成開始 ①発見者は即座にインシデント対応責任者及び代表取締役社 長に報告する。 ☑事実確認、対応の判断被害の局所化(拡大防止)(Triage) ②システム管理者は原因を特定し、応急処置を実行する。影響 範囲の特定、ネットワーク接続やシステムの遮断もしくは停止 ☑緊急連絡 ③インシデント対応責任者は社内に周知するとともに総務部情 報システム担当に連絡する。 ☑原状保全 各種ログの保全 後日の詳細な調査のために、スナップショットを保存 場合によ っては、ストレージ装置全体を ☑原因調査 ⑦システム管理者は原因の特定と応急的な対策を実施する。 不明の場合は、外部の専門機関に問い合せる ☑早期復旧・事業継続 (Respond) ④電子データの場合はシステム管理者がバックアップによる復旧を実行する。 ⑤機器の場合はシステム管理者が修理、復旧、交換等の手続きを行う。 ⑥書類・フィルム原本の場合は情報セキュリティ部門責任者が可能な範囲で修復する。 ☑恒久的対策 (再発防止策) 再発防止策の実施 監視体制の強化

作業結果の報告 作業の評価、ポリシー・運用体制・運用手順の見直し 公表 代表取締役は社内及び影響範囲の全ての組織・人に対応結果及び対策を公表する。 ☑ 通常運用 4.3ウイルス感染時の初期対応 悪意のあるソフトウェアに感染 従業員は、業務に利用しているパソコン、サーバー又はスマートフォ ン、タブレット(以下「コンピュータ」といいます。)がウイルスに感 染した場合には、以下を実行する。 ①ネットワークからコンピュータを切断する。 ②システム管理者に連絡する。 ③ウイルス対策ソフトの定義ファイルを最新版に更新する。 ④ウイルス対策ソフトを実行しウイルス名を確認する。 ⑤ウイルス対策ソフトで駆除可能な場合は駆除する。 ⑥駆除後再度ウイルス対策ソフトでスキャンし、駆除を確認する。 ⑦システム管理者に報告する。 以下の場合など従業員自身で対応できないと判断される場合 はシステム管理者に問い合わせる。①ウイルス対策ソフトで駆除 できない。②システムファイルが破壊・改ざんされている。③ファイル が改ざん・暗号化・削除されている。④⑤..。。 4.5届け出及び相談 <届け出・相談先> システム管理者は、インシデント対応後に以下の機関への届け出又は相談を検討する。 <届け出・相談先>独立行政法人情報処理推進機構セキュ リティセンター(IPA/ISEC) 5.情報セキュリティインシデントによる事業中断と事業継続のための事前準備 代表取締役は、情報セキュリティインシデントの影響により当社 事業が中断した場合に備え、以下を定める。 5.1想定される情報セキュリティインシデント 以下のインシデントによる事業の中断を想定する。 情報セキュリティインシデント:大型地震の発生に伴う設備の倒 壊、回線の途絶、停電等にによる○○システム停止

想定理由:当社の事業は、商品の販売から請求回収までの業 務を○○システムに依存しているため、停止した場合は事業の継 続が困難になり多大な損失が発生 5.2復旧責任者及び関連連絡先 被害対象毎に、復旧責任者、関係者連絡先をリスト化しておく 5.3事業継続計画 インシデント対応責任者は、想定する情報セキュリティインシデン トが発生し、事業が中断した際の復旧責任者の役割認識及び 関係者連絡先について、有効に機能するか検証する。 復旧責任者は、被害対象に応じて復旧から事業再開までの計画を立案する。 ワークショプ 自社でやろうサイバー攻撃への対応アクション 【01】やってみよう!サイバー攻撃シミュレーション もしも今、あなたの会社にサイバー攻撃が起きたら、あなたならどう **■**する? サイバ-攻撃発覚の瞬間から被害拡大防止、復旧までのシミュレ -ト。自社自身に置き換えて、今、想像しよう。 サイバー攻撃発生 攻撃準備①計画立案②攻撃準備 攻撃者は、標的の組織に関する情報調査搾取する。 攻撃者は、標的の組織に関する情報について、インターネットや他組 織から取得した情報を基に調査する。また、攻撃者は、攻撃の ☑ 最終目的を設定し、攻撃に必要となる環境等(標的型メー ル、改ざんされたウェブサイト、C&Cサーバ、ハッキング用のツール 等)を準備する。 □ 「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン付属書内閣サーバセキュリティセンター p19 サイバー攻撃発生その瞬間 ③初期潜入段階 侵入段階 標的型メールの送付し開封によるウイルス感染 標的型メールによるウイルス感染と内部侵入

```
「標的型メール攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド」 IPA 2013.8
サイバ-攻撃直後
     発生直後の行動 ④基盤構築段階
                内部情報搾取 基盤構築段階
                         ☑コネクトバック通信の確立及びマルウェアのダウンロード
                                        ☑「標的型メール攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド」 IPA 2013.8
     侵入拡大 ⑤内部侵入:調査 ⑥目的遂行
                  侵入範囲の拡大と機密情報の外部送信
                              感染端末を起点としたネットワークやホストの情報の収集 ID
                              / PWを搾取しながら端末やサーバへ侵入拡大、機密情報の搾
                             取や重要システムの破壊・業務妨害
     自社に潜む危機
           攻撃がどの段階まで到達しているのか?
                        標的型攻撃は標的とする組織に気ずかれないよう行うものである
                        ことから、当該組織がその攻撃や被害そのものを認知していない、
                      ★☑または攻撃による被害者であることを認知できていない場合も多
                        く、例えば、被害が発覚した時点で既に数年前から情報が搾取
                        されていたという事案も存在している。
                                       ☑ 「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン付属書 」
                                         内閣サーバセキュリティセンター p 1 9
     関連先企業(サプライチエーン)に潜む危機
                 サプライチエーン全体でのサイバーセキュリティ確保する。一企業で
                 の対策では限界がある。
                                    サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティの確保 ビジネス基盤
                                     (サプライチェーン)に参画してりるビジネスパートナーやシステム委
                                  ★ ご託先などのほんの一部のセキュリティ対策が不十分であった場合
                                    でも自社から提供した重要な情報が流出してしまうなどの問題が
                                    生じるおそれがある。
                                                    「企業経営ためのサーバセキュリティの考え方の施策について」
                                                     内閣サイバーセキュリティセンター 平成28年8月2日 p4
     サイバー攻撃発生時のNG行動と開示・報告すべき情報とは
                     サイバ-攻撃や標的型攻撃に関する不安ついてセキュリ 1 テイの
                     専門家へ相談する事項を事前に纏めておく。
                                      「やられたかな?その前に」ガイドISOG - J 20151014
                    被宝登首後の必要か情報の抑振 閏元休制の整備
```

サイバー攻撃の被害が発生した際に円滑な状況把握ができるよ う、収集すべき項目や情報を整理し、被害を受けたことを通知す べき相手方のリスト整備、経営者による説明の準備をあらかじめ 進めておくことが大切です。①開示・報告すべき情報の把握②通 知先のリスト化と通知用のフォーマット作成③通知に必要な情 報の整理と周知④組織の内外への開示・報告、タイミング⑤開 示・報告先について留意すべき点 被害拡大防止 継続的再侵入 ⑦再侵入防止と経路の特定 放置していたセキュリティ上の問題点、脆弱性を再確認し継続 的に監視を行う。 侵入された要因を特定し、適切な対策を実施しない限り、再侵 入を受ける可能性があり、危険です。 インシデント対応手順JPCERT 技術メモコンピュータセキュリティイ ンシデントへの対応 不正アクセスと再侵入範囲の拡大防止 コンピュータセキュリティインシデントの典型的な例としては、侵入、 サービス妨害、破壊、データの盗用や、それらの準備段階と推測さ れるアクセス、そのほか他サイト/システムからの原因不明のアクセ スなどが挙げられます。また、サイト外部から、自サイトの関与する インシデントについての情報提供を受ける可能性もありま 安全防止チエックポイント サイバ-攻撃被害の一形態は多肢に渡ります。自社固有の事情 を考慮すること (a)システムのアクセス権限に対する影響(b)システムの可用 性、サイトの業務に対する影響(c)外部への影響(d)顧 客のプライバシーや組織の信用に対する影響 コンピュターセキュリティインシデントへの対応 IPA 技術メモ 復旧回復 日常業務への復旧に向けて ①手順の確認、②作業記録の作成、③責任者、担当者への 連絡、④事実の確認、⑤スナップショットの保存、⑥ネットワーク 接続やシステムの遮断もしくは停止⑦影響範囲の特定⑧要因 の特定 コンピュターセキュリティインシデントへの対応 IPA 技術メモ



【07】インフォメーション

警視庁サイバー犯罪対策課 インターネットに関連するトラブル相談 03-3431-8109 受付 時間 平日の8:30~17:15 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/madoguchi/sogo.html 🖋 警視庁フイッシング110番 フィッシングに関する情報提供 03-3431-8109 受付時間 平日の8:30~17:15 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/ security/cyber406.html 情報処理推進機構(IPA) 情報セキュリティ安心相談窓口 ウイルス(マルウェア)および不正アクセスに関する技術的な相 談受付窓口03-5978-7509 受付時間 平日の10:00~ 12:00、13:30~17:00 https://www.ipa.go.jp/security/anshin/ 事前に次のような情報を整理してください。 対象となる端末の種類 (パソコン、スマートフォンなど)対象と なる端末のOS (Windows 10、Androidなど) ・インストールし ているセキュリティソフトの名称・利用しているクラウドサービスの名 称・時系列を含めた具体的な事象・ウイルスまたは不正アクセス による原因と判断された根拠・他に相談をした窓口や機関 予防に関するお問い合わせ JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC) インターネットを介して発生する侵入やサービス妨害などのコンピュ ータセキュリティインシデント (以下、インシデント) について、日本 国内のサイトに関する報告の受け付け、対応の支援、発生状況 の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討や助言な どを、技術的な立場から行なっている。 相談の例 Web サイト改ざんに関する相談:サイトの改ざん箇所 の特定や、改ざんされた際の復旧手順について不正アクセスに 関する相談:サーバへの侵入やDoS 攻撃が発生した際の対処 について マルウエア感染の相談:マルウエアに感染した際の駆 除方法、復旧方法について Web フォームでの報告: https://form.jpcert.or.jp/ 電子メー ル:info@jpcert.or.jp FAX: 03-3518-2177 (インシデント報告以外のものは 03-3518-4602) 電子メールまたは FAX による報告の場合に は、インシデント報告様式記入の手引をご一読の上、インシデン ト報告様式に必要事項を記入し、JPCERT/CC まで送付 電 話:03-3518-4600 (夜間:留守番電話)

🔰 https://www.jpcert.or.jp/form/ 🗓 📗

日本シーサート協議会(CSIRT)

インターネットを介して発生する侵入やサービス妨害などのコンピュータセキュリティインシデント (以下、インシデント) について、日本国内のサイトに関する報告の受け付け、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討や助言などを、技術的な立場から行なっている。

相談の例 Web サイト改ざんに関する相談:サイトの改ざん箇所の特定や、改ざんされた際の復旧手順について 不正アクセスに関する相談:サーバへの侵入やDoS 攻撃が発生した際の対処について マルウエア感染の相談:マルウエアに感染した際の駆除方法、復旧方法について

Web フォームでの報告: https://form.jpcert.or.jp/ 電子メール: info@jpcert.or.jp FAX: 03-3518-2177 (インシデント報告以外のものは 03-3518-4602) 電子メールまたは FAX による報告の場合には、インシデント報告様式記入の手引をご一読の上、インシデント報告様式に必要事項を記入し、JPCERT/CC まで送付 電話: 03-3518-4600 (夜間: 留守番電話)

http://www.nca.gr.jp/ &

消費者庁 消費者ホットライン

188 (いやや!) 電話が話中でつながらない場合、国民生活 センターの「平日バックアップ相談」の電話番号が流れる。 03-3446-1623 平日の10:00~12:00、13:00~16:00

http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html 🦃

迷惑メール相談センター/財団法人日本データ通信協会

広告又は宣伝目的の「特定電子メール」に関する相談窓口 03-5974-0068 平日の10:00~12:00、13:00~17: 00 ※架空請求・誹謗中傷などのトラブル、間違いメールや誹謗 中傷メールの相談は受付けていない。

http://www.dekyo.or.jp/soudan/denwa/ 🔗

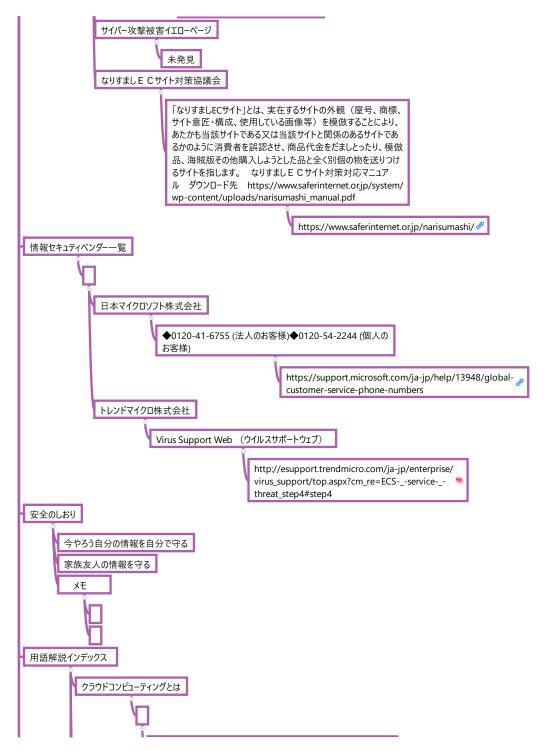
フイッシング対策協議会

フィッシング詐欺に関する事例情報、技術情報の収集及び提供を中心に行うことで、日本国内におけるフィッシング詐欺被害の抑制を目的として活動。 電子メールのみ受付:info@antiphishing.jp ※フィッシングの疑いがあるメールを受け取った場合には、メールのリンクを安易にクリックせず、そのメールを転送、もしくは、フィッシングメールのタイトル、本文、差出人名、送信日時、概要などを記載の上、メール送信

https://www.antiphishing.jp/contact.html &

NPO日本ネットワークセキュリティ協会

JNSAは、相談等は受け付けていない



NISTの定義によると、クラウドコンピューティングとは、共用の構成 可能なコンピューティングリソース(ネットワーク、サーバー、ストレー ジ、アプリケーション、サービス)の集積に簡便に、必要に応じて、 ネットワーク経由でアクセスすることを可能とするモデルであり、最 小限の利用手続きまたはサービスプロバイダとのやりとりで速やか に割当てられ提供されるものである https://www.ipa.go.jp/files/000025365.pdf 個人情報とは(個人情報保護法改正) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情 ☑報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個 人を識別できるものをいいます。 https://www.ipa.go.jp/about/privacypolicy/index.html プライバシーマークとは 「プライバシーマーク制度」は、一般財団法人日本情報経済社会 推進協会(JIPDEC)が、個人情報を適切に取り扱うことのでき る企業や団体(事業者)を審査し認定する制度です。 この制度の認定基準は、日本工業規格「JIS Q 15001:2006-個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(平成18年5月 20日改正)に基づいており、認定された付与事業者には「個人 情報」を大切に取り扱う事業者として、プライバシーマークの使用 が認められています。 制度の発足から現在まで、企業や団体など多くの事業者にプラ イバシーマークが付与されています。※マークを付与された事業者 は、個人情報の取り扱いについて適切に安全管理・保護措置を していると認められた事業者になります。付与事業者は、プライバ シーマークを通じて「個人情報」を適切に取り扱っていることを消費 者のみなさんにお伝えしていくとともに、そこで働く人々は責任の自 覚をもって取り組んでいます。あなたの「個人情報」を安心して提 供するために、その企業や団体などの事業者がプライバシーマーク を取得しているか確認してみてください。 https://privacymark.jp/wakaru/about.html 不正競争防止法(改正)と営業秘密とは ○工業所有権の保護に関するパリ条約批准にあたり、条約上

の義務を満たすべく、昭和9年に制定。以降、その時々のニーズ

GATT・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」の保

等に応じ、これまでに20回以上改正。

護を図るため部分改正(1991.6.15施行)

- 37 -

全面改正 (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充(著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設等) (1994.5.1施行)

「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため部分改正(①営業秘密の刑事的保護の導入 ②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応)(2004.1.1施行)

営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の 強化、条番号の整序のため部分改正(2005.11.1施行)

→周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入(関税定率法の一部改正)

営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品 形態模倣行為の刑事罰の強化(2007.1.1施行)

→不競法違反物品の税関での輸出差止制度の導入(関税法の一部改正)(2007.1.1施行)

営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化のため部分改正(①営業秘密を不当に保有し続ける行為(領得行為)についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大(不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更)など)(2010.7.1施行)

①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備 (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、②技術的制限手段に係る規律の強化 (規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入)のため部分改正 (2011.12.1 施行)

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/27kaiseigaiyou.pdf

外部委託契約とSLA(サービスレベルアグリーメント)



外部委託契約とSLA ◆SLA、という用語の定義はど のようなものか。 【解説】S L Aという用語は、ISO/ IEC20000-1:2005においては次のように定義されています。サービ ス及び合意されたサービスレベルを文書化した、サービスプロバイダ と顧客間の書面による合意。ただしこれではわかりにくいと思いま す。そこで、「情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイ ドライン」でのSLAの定義を参考にしてみます。ITサービスの 提供者と委託者との間で、ITサービスの契約を締結する際に、 提供するサービスの範囲・内容及び前提となる諸事項を踏まえた 上で、サービスの品質に対する要求水準を規定するとともに、規 定した内容が適正に実現されるための運営ルールを両者の合意 として明文化したもの。どちらについても、共通していえることは、・ 委託元と委託先との合意が必要・文書化(明文化)が必要と いったことです。なお、後者ではガイドラインの性質上、「ITサー ビス」という用語を用いていますが、「IT」の文字を取り外して考 えると、S L Aの用語の定義が非常に見えやすくなるかと思いま す。【参考文献】(1)情報システムに係る政府調達へのSL A ガイドライン (独立行政法人情報処理推進機構、平成16 年)参照:http://www.meti.go.jp/kohosys/press/

0005140/1/040414it2.pdf

総務省

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/pdf/cio_text18_t_18.pdf

マイナンバーのセキュリティ考慮事項

平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が開始されます。

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を 証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用 でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるIC カードです。交付手数料は、当面の間無料です(本人の責によ る再発行の場合を除く)。表面には ?氏名 ?住所 ?生年 月日 ?性別 ?顔写真 ?電子証明書の有効期限の記載 欄 ?セキュリティコード ?サインパネル領域 (券面の情報に修 正が生じた場合、その新しい情報を記載(引越した際の新住所 など)) ?臓器提供意思表示欄 が記載され、個人番号は 裏面に記載されます。マイナンバーカードは、金融機関等本 人確認の必要な窓口で身分証明書として利用できますが (※)、個人番号をコピー・保管できる事業者は、行政機関や 雇用主等、法令に規定された者に限定されているため、規定され ていない事業者の窓口において、個人番号が記載されているカー ドの裏面をコピー・保管することはできません。 ※マイナンバーカー ドを身分証明書として取り扱うかどうかは、最終的には各事業者 側の判断となりますので、一部の事業者では利用できない場合 があります。

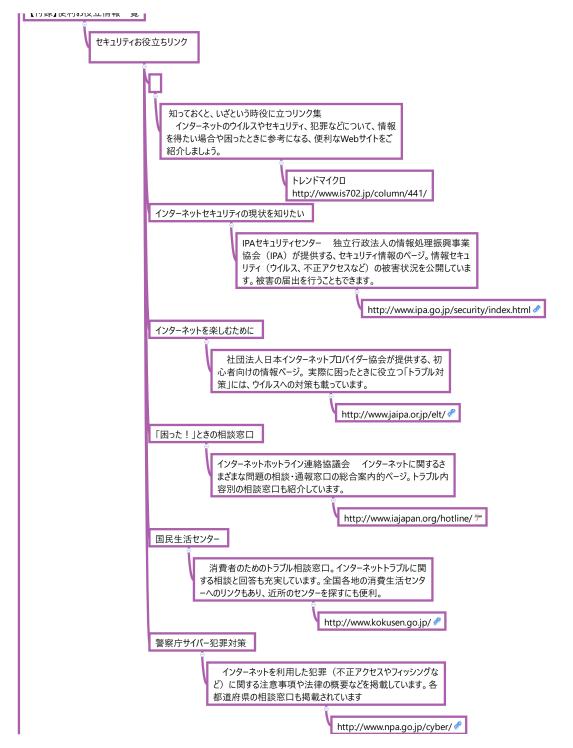
総務省 http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html#security

物理(環境的)セキュリティとは

物理的セキュリティ対策の強化 企業では社員の他にさまざまな訪問客に加え、派遣社員、アルバイト、パートなど、多様な勤務形態の従業員がオフィスを出入りします。オフィスへの入退管理を強化して、正当な用件のない部外者を社内へ不正に侵入させないようにしましょう。 オフィスの施錠管理を行う 入退室の履歴を記録に残す(台帳記入など) 身分証を発行し、従業員に携帯させる 出入りが激しい場所については、不審者がいないかどうかを常に留意する また、可能ならば、以下のような対策を実施すると、より効果的です。 セキュリティカードなどで出入り口の制限を行う 出入り口に守衛を配置したり、監視メラを設置したりする バイオメトリクス (生体認証) など、より強固なシステムを導入する

経済産業省

http://www.jnsa.org/ikusei/engineering/09_03.html



☑【移動】<ツールB>情報セキュリティポリシーひな型【2016年11月30日IPA】 🖋

組織的対策(基本方針)

1.情報セキュリティ基本方針 2. 個人番号及び特定個人情報 の適正な取扱いに関する基本方針 3.安全管理措置に関す る事項 4.委託の取り扱い 5.継続的改善 6.特定個人情報等の開示

組織的対策(当社全体)

1.情報セキュリティのための組織 2.情報セキュリティ取組みの監査・点検/点検 3.情報セキュリティに関する情報共有

人的対策(全従業員(役員、社員、派遣社員、パート・アルバイトを含む))

1.雇用条件 2.取締役及び従業員の責務 3.雇用の終了 4.情報セキュリティ教育 5.人材育成 <情報セキュリティ に関わる推奨資格>

情報資産管理(当社事業に必要で価値がある情報及び個人情報)

1.情報資産の管理 2.情報資産の社外持ち出し 3.媒体の処分 4.バックアップ

マイナンバー対応(特定個人情報(マイナンバーを内容に含む個人情報))

2.特定個人情報等の取り扱い 2.1利用目的の特定 2.2取得に際しての利用目的の通知等 2.3取得の制限 2.4個人番号の提供の求めの制限 2.5本人確認 2.6利用目的外の利用の制限 2.7特定個人情報ファイルの作成の制限 2.8特定個人情報等の保管 2.9データ内容の正確性の確保 2.10特定個人情報等の提供 2.11特定個人情報等の削除・廃棄 2.12特定個人情報等を誤って収集した場合の措置 2.13安全管理措置

3. 組織及び体制 3.1事務取扱担当者・責任者 3.2苦情対応 3.3従業員の義務

4.委託の取扱い 4.1委託 4.2再委託

5.安全管理措置 5.1組織的安全管理措置 5.2人的安全 管理措置 5.3物理的安全管理措置 5.4技術的安全管理 措置

6.特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

アクセス制御及び認証 (情報資産の利用者及び情報処理施設)

1.アクセス制御方針 2.利用者の認証 3.利用者アカウントの 登録 4.利用者アカウントの管理 5.パスワードの設定 6.従 業員以外の者に対する利用者アカウントの発行 7.機器の識 別による認証 8.端末のタイムアウト機能 9.標準設定等

物理的対策(情報処理設備が設置される領域)

1 T 146 DD 411 CD / 244 Z4 - 411 CD - 1 2 1 = 1-0 1-0 20 20 20 1

1.セキュリティ領域の設定 2.関連設備の管理 3.セキュリティ 領域内注意事項 4.搬入物の受け渡し

I T機器利用 (業務で利用する情報処理設備・機器) 1.ソフトウェアの利用 2. I T機器の利用 3.クリアデスク・クリアスクリーン 3.1クリアデスク 3.2クリアスクリーン 4.インターネットの利用 4.1ウェブ閲覧 4.2オンラインサービス <インターネットバンキング・電子決済> <オンラインストレージ > 4.3 S N S の利用 4.4電子メールの利用 < 誤送信防 止> <メールアドレス漏えい防止> <傍受による漏えい防 止> <クラウド型メールの利用> <禁止事項> 4.5ウイ ルス感染の防止 | 5.私有 I T機器·電子媒体の利用 | 5.1利用開始時 | 5.2利用期間中 | 5.3利用終了時 6.標準等 6.1標準ソフトウェア 6.2ソフトウェアのアップデート方 法 6.3ウイルス対策ソフトウェアの定義ファイルの更新方法 I T基盤運用管理(情報資産を扱うサーバ・ネットワーク等の I Tインフラ) 1.管理体制 1.1 I T 基盤の情報セキュリティ対策 1.1.1サー バー機器の情報セキュリティ要件 1.1.2サーバー機器に導入する ソフトウェア 1.1.3ネットワーク機器の情報セキュリティ要件 2. | T基盤の運用 3.クラウドサービスの導入 4.脅威や攻撃に関する情報の収集 5.廃棄·返却·譲渡 6. I T 基盤標準 6.1サーバー機器情報セキュリティ要件 6.2 I T 基盤標準ソフトウェア 6.3標準ネットワーク機器 6.4ネッ トワーク機器情報セキュリティ要件 6.5クラウドサービス情報セキ ュリティ対策評価基準 システム開発及び保守(当社が独自に開発及び保守を行う情報システム) ☑1.情報システムの開発 外部委託管理(情報資産を取り扱う業務の委託) ≥1.委託先の評価(クラウドサービスの利用を除く) 情報セキュリティインシデント対応ならびに事業継続管理(情報セキュリティ事故対応及び事業継続管理) 1.対応体制 2.情報セキュリティインシデントの影響範囲と対応者 3.インシデントの連絡及び報告 4.対応手順 4.1漏えい・流出発生時の対応 4.2改ざん・消 失・破壊・サービス停止発生時の対応 4.3ウイルス感染時の初 期対応 4.5届け出及び相談 <届け出・相談先> 5.情報セキュリティインシデントによる事業中断と事業継続管 理 5.1想定される情報セキュリティインシデント 5.2復旧責任 者及び関連連絡先 5.3事業継続計画

社内体制図(当社の情報セキュリティ管理)

≥ 1.情報セキュリティのための組織

委託契約書機密保持条項サンプル(外部委託契約の締結時)

21.委託契約時の機密保持契約条項<機密保持条項サンプル>

【奥付】

TcySS 相談窓口について

東京都では、中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化を支援するため、警視庁、中小企業支援機関、サイバーセキュリティ対策機関等と連携し、「東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク(Tokyo Cyber Security Support network for small and medium enterprises 以下「」という。)」設立に基づき、サイバーセキュリティ相談窓口を設置しました。

Tcyss参加団体等

- 1 中小企業支援機関 東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企 業振興公社
- 2 企業 トレンドマイクロ株式会社、マカフィー株式会社、シマンテック株式会社、日本マイクロソフト株式会社、
- 3 サイバーセキュリティ対策機関 J C 3 (一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター)、IPA (独立行政法人情報処理推進機構)、I S O G J (日本セキュリティオペレーション事業者協議会)、I I T (一般財団法人東京都情報産業協会)
- 4 大学 砂原秀樹教授(慶応義塾大学)、手塚悟教 授(慶応義塾大学)、湯浅墾道教授(情報セキュリティ大学院大学)
- 5 弁護士 TMI総合法律事務所宮下正彦弁護士、駒澤綜合法律事務所高橋郁夫弁護士
- 6 行政 東京都、警視庁

○相談窓口について 相談窓口では、都内中小企業者等を対象に、情報セキュリティ対策の強化や情報流出事案等に関する相談をお受けします 相談内容により、Tcyss参加団体等と連携して対応しますので、お気軽にご相談ください。

○ご利用方法 電話・ホームページ専用フォームでのご相談電話 : 03-5320-4773 窓口でのご相談 設置場所東京都産業労働局商工部内 Tcyss事務局(東京都新宿区西新宿2-8 - 1都庁第一本庁舎30階北側)